

富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付要綱

平成 29 年 7 月 1 日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市女性活躍環境づくり推進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 女性専用施設 女性の従業員が専用使用する便所又は更衣室をいう。
- (2) 従業員 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者として事業主に雇用されている者をいう。

(助成金の交付)

第 3 条 市長は、女性が活躍できる環境づくりを目的に、企業における働き方改革の推進を図るため、事業主が既存の事業所において行う女性専用施設の設置又は改修に要する経費に対し、助成金を交付するものとする。

(交付対象者)

第 4 条 助成金の交付対象者は、市内に事業所を有する事業主で、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 常時雇用する従業員が 2 名以上であること。
- (2) 市内に有する事業所において女性専用施設を新たに設置又は改修すること。
- (3) 資本の額若しくは出資の総額が 3 億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）を超えない事業主、又は、常時雇用する労働者の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100 人）を超えない事業主であること。
- (4) 雇用保険の適用事業主であること。
- (5) 市税（法人市民税等）の滞納がないこと。ただし、減免されている場合はこの限りでない。
- (6) 過去に助成金の交付を受けていないこと。
- (7) 他の機関から同種の助成を受けていないこと。

(助成金の対象経費等)

第 5 条 助成金の対象経費、助成率及び上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 対象経費

女性専用施設の設置又は改修に要する備品（付属品等も含む。ただし、女性専用施設と一体不可分であるものに限る）購入費及び工事費で10万円を超える経費（消費税及び地方消費税額を除く）

(2) 助成率 1 / 2

(3) 上限額 50万円

2 前項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、女性専用施設の設置又は改修に着手する予定の日までに、富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 雇用保険の適用事業主であることが確認できるもの

(4) 対象となる事業主の市税の納税証明書または減免通知書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する証明書については、当該申請者が1年以内に、市内に移転又は創業した場合は、これに代わる証明書として履歴事項全部証明書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、当該申請者に対し、その旨を助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により、助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業者の名称、所在地、代表者が変更した場合は、速やかに市長に報告すること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による市長の指示に従わなかったときは、規則第15条の規定に基づき、助成金の交付の決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に助成金が交付されているときは、規則第16条の規定に基づき、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補助事業の変更の承認申請)

第11条 補助事業者は、第8条の規定により市長の承認を求める場合は、富山市女性活躍環境づくり推進助成金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業が完了したとき(第8条第1項第2号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)は、富山市女性活躍環境づくり推進助成金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から10日以内又は市の会計年度終了の日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(助成金額の確定)

第13条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、助成金額を確定し、助成金額確定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

年度富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付申請書

富山市補助金等交付規則及び富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付要綱を確認の上、女性専用施設の〔設置・改修〕をしたいので、富山市女性活躍環境づくり推進助成金を交付されるよう、同要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 雇用保険の適用事業主であることが確認できるもの
- 4 市税の納税証明書または減免通知書の写し
- 5 その他

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

(1) 商号又は名称	
(2) 代表者職氏名	
(3) 所在地	
(4) 設立年月日（又は予定年月日）	
年 月 日	
(5) 資本の額又は出資の総額	
円	
(6) 常時雇用する従業員数	計 人 男 人 女 人
(7) 主な事業	
(8) 工事施設所在地 富山市	
(9) 工事期間	着工予定 年 月 日 ～ 完了予定 年 月 日
(10) 工事の動機	
(11) 工事内容	
連絡先担当者名	
電話	
F A X	
E - m a i l	

- 添付書類
- (1) 費用の見積書
 - (2) 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の写し（同法の適用を受ける場合のみ）
 - (3) 工事施設の工事前の位置図、配置図及び平面図の写し及び写真並びに工事後の予定平面図
 - (4) 工事施設の建物登記簿謄本
 - (5) 建物を賃借している場合は、賃貸借契約書
 - (6) 賃借した建物を増築・改築する場合は、増築・改築承諾書

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額	備考
事業主負担分	円	
市助成金	円	
そ の 他	円	
計	円	

※その他の場合は、負担者や内訳について備考欄にご記入ください。

2 支出の部（税抜き）

区 分	予算額	備考
	円	
計	円	

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第4号（第7条関係）

富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市女性活躍環境づくり推進助成金については、富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

助成金額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

年度富山市女性活躍環境づくり推進助成金変更交付申請書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のありました富山市女性活躍環境づくり推進助成金について、次のとおり事業計画等を変更したいので、富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由及び内容

2 変更前交付申請額 円
変更後交付申請額 円

3 関係書類 事業計画書
収支予算書
その他

様式第 6 号（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

年度富山市女性活躍環境づくり推進助成金実績報告書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のありました富山市女性活躍環境づくり推進助成金については、富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付要綱第 12 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書

様式第7号（第12条関係）

事業実績書

(1) 商号又は名称	
(2) 代表者職氏名	
(3) 所在地	
(4) 工事施設所在地 富山市	
(5) 工事期間	着工 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
(6) 工事内容	
連絡先担当者名	
電話	
F A X	
E - m a i l	

添付書類 (1) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写（同法の適用を受ける場合のみ）

(2) 総費用の領収書等支払いを証するものの写し

(3) 工事施設の工事実施後の平面図

(4) 工事施設の建物外観、工事実施箇所並びに補助対象となる女性専用施設の正面及び室内の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)－(A)	備考
事業主負担分	円	円	円	
市助成金	円	円	円	
その他	円	円	円	
計	円	円	円	

※その他の場合は、負担者や内訳について備考欄にご記入ください。

2 支出の部（税抜き）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)－(A)	備考
	円	円	円	
計	円	円	円	

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第9号（第13条関係）

年度富山市女性活躍環境づくり推進助成金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定した富山市女性活躍環境づくり推進助成金については、富山市女性活躍環境づくり推進助成金交付要綱第13条の規定により、次のとおり助成金額を確定しましたので通知します。

記

助成金額

円